

4月1日付

町職員の人事異動

◆**総務課**▷行政改革推進主幹兼務(同課政策評価対策主幹)昆和章▷防災対策主幹(同課課長補佐)内館健剛▷課長補佐(保健福祉課同)佐々木義伸

◆**企画財政課**▷上席副主幹(産業振興課同)鈴木隆康▷主任(産業振興課同)古館隆◆**税務会計課**▷課長(教育委員会事務局教育次長)花坂守▷上席副主幹(地域整備課同)金濱輝男▷上席副主幹(同課副主幹)佐藤司気彦▷主査(豊間根支所同)福士優子▷主任(産業振興課同)芳賀道行▷主事(水道事業所同)横田龍寿◆**産業振興課**▷上席副主幹(総務課同)菊池利博▷上席主査(税務会計課同)福士雅保▽主任(企画財政課同)武藤嘉宜▷主事(住民生活課同)山崎公生

◆**住民生活課**▷住民記録チームリーダー兼務(同課課長補佐)狩野真理子▷上席副主幹(教育委員会事務局同)関ヒデ子▷上席主査(税務会計課同)中村剛▷主事(企画財政課同)大川修一▷主事(税務会計課同)伊藤美智子▷主事(保健福祉課同)外館美穂

◆**保健福祉課**▷課長補佐(監査委員室室長)昆幸利▷上席主査(企画財政課同)沼崎弘明▷主査(税務会計課同)松崎由美子▷主任(議会事務局同)阿部説子

◆**地域整備課**▷上席主査(水道事業所主査)糠盛勝彦▷主任(教育委員会事務局同)伊藤尚生

◆**豊間根支所**▷副主幹(住民生活課同)佐々木勝子

◆**船越保育園**▷園長(大浦保育園同)上野美智子

◆**大浦保育園**▷園長(図書館副主幹)宇部洋子

◆**織笠保育園**▷栄養主査(豊間根保育園同)吉嶋和子◆**豊間根保育園**▷園長(わかば幼稚園同)佐々木マサ子▷栄養主査(織笠保育園同)甲斐谷和子

◆**轟木児童館**▷館長兼務(保健福祉課長)山本誠▷館長補佐兼務(保健福祉課児童専門員)澤口ミネ子

◆**関口児童館**▷館長(同館上席児童指導主査)芳賀キエ◆**水道事業所**▷上席副主幹(保健福祉課同)甲斐谷義昭▷上席副主幹(住民生活課同)佐々木清一

◆**議会事務局**▷主任(住民生活課同)福士雅子

◆**監査委員室**▷室長(住民生活課課長補佐)道又修

◆**教育委員会事務局**▷教育次長(税務会計課長)関一郎▷上席副主幹(水道事業所同)阿部敏文▷主査(地域整備課同)芳賀昭義◆**中央公民館**▷館長(総務課行政改革推進主幹)阿部哲雄

◆**船越公民館**▷館長兼務(船越支所長)長岡豊

◆**豊間根公民館**▷館長兼務(豊間根支所長)佐々木千恵◆**図書館**▷館長兼務(中央公民館長)阿部哲雄▷上席副主幹(保健福祉課同)内館佳子

◆**鯨と海の科学館**▷上席副主幹(同館主査)川部利一◆**わかば幼稚園**▷園長(児童館長)花坂栄

◆**消防防災課**▷上席主査・小林一彦▷上席主査・里館敏彦▷主査・沢田達雄▷主査・福士勝▷主任・山本勝之▷主任・巖岩秀之▷主任・岩花一則▷主事・畠山健二

◆**退職《3月31日》**▷佐藤雄一(中央公民館長)▷白土一也(図書館長)▷及川正(産業振興課上席副主幹)▷関尚子(船越保育園長)▷福士久美子(豊間根保育園長)▷横田トモ子(税務会計課主査)▷高見菜央子(保健福祉課保健師)

町臨時職員を募集

15日までに申し込みを

町では、期限付臨時職員を募集します。選考方法は書類審査(履歴書)と面接です。

▽募集内容 下表のとおり

▽応募資格 町内に住所があり、下表の条件を満たす人

▽募集人員 一般事務補助：各課一人 保健業務補助：一人

▽賃金(日額) 一般事務補助：五千円

▽保健業務補助：七千三百円

▽申し込み方法 役場住民生活課または各支所に備え付けてある履歴書に必要事項を記入して申し込んでください。

※保健業務補助の場合は、保健師または看護師の資格免許証の写しを添付してください。

▽申込期限 四月十五日

▽申込先 役場総務課

▽問い合わせ 役場各担当課(☎82-3111・下表の内線番号)へどうぞ。

◆募集内容

職種	応募資格	勤務場所	任用期間	担当課
一般事務補助	パソコンができる人	地域整備課	5月1日～8月31日	地域整備課下水道業務担当(内線212)
		産業振興課	6月1日～9月30日	産業振興課漁港漁村担当(内線232)
		水道事業所	〃	水道事業所庶務担当(内線650)
保健業務補助	保健師または看護師の資格がある人	保健福祉課	5月1日～8月31日	保健福祉課保健指導担当(内線165)

※各職種とも必要がある場合には、1回の更新があります。

低所得者の介護保険料を減免

対象となる方は申請手続きを

町では、低所得者を対象に介護保険料の減免制度を実施しています。減免の対象となる方は、下表の対象項目をすべて満たす人です。保険料の減額、免除ともに本人の申請により行われ、申請が認められると減額の場合は、保険料が第2段階から第1段階に減額されます。対象となる方は、お早めに申請手続きを行ってください。

▷問い合わせ 役場保健福祉課介護保険担当(☎82-3111内線163)へどうぞ。

◆低所得者の介護保険料減免対象

区分	対象
減額	▶世帯全員が町民税非課税▶世帯の年間収入が120万円以下(世帯員3人目から1人につき40万円を加算)▶町民税課税者に扶養されていない▶町民税課税者と生計を共にしていない▶資産(預貯金など)を活用しても生活が苦しい
免除	減額対象者の五つの項目に該当する▶本人の年間収入が41万2,000円以下▶生活保護を受けていない